

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	9	公害対策
分科会	3	環境衛生	調整項目	2	公害防止協定の締結

中条町担当	町民福祉課	生活環境係	担当者名	
黒川村担当	住民課	環境衛生係	担当者名	

現況			調整方針		備考																
記載事項	中条町	黒川村																			
公害防止協定の概要	<p>事業者は、大気汚染等を生じるおそれがある工場又は事業場で、規則で定めるものを設置しようとするときは、その設置の工場の開始の日の90日前までに規則で定めるところにより次の事項について、町長に協議する。</p> <p>(1)工場又は事業場の設置に関すること。 (2)公害の防止のために必要な施設整備、燃料規制その他の措置に関すること。 (3)公害防止対策を確実に実施するために必要な事業者の報告及び町職員の立入調査に関すること。 (4)公害が生じた場合における措置その他必要なこと。</p> <p>規則で定める工場・事業場</p> <p>(1)調味料製造業 (2)米菓製造業 (3)製材、木製品製造業 (4)化学工業 (5)セメント製品製造業 (6)骨材、石工品製造業 (7)ガソリンステーション (8)洗たく業 (9)自動車整備業 (10)採石業及び砂、じゃり、玉石採取業 (11)肥料製造業 家畜飼養場(牛10頭、豚10頭、鶏300羽以上)</p>	<p>規則で定める施設を設置しようとする者で、大気汚染等を生じる恐れのある者は、その設置の工場を開始する日の90日前までに規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項について村長と協議しなければならない。</p> <p>(1)工場等の設置の計画に関すること。 (2)公害防止のために必要な施設の整備、使用燃料、その他の処置に関すること。 (3)公害が発生した場合における処置、その他必要なこと。</p> <p>規則で定める施設</p> <p>1、食料品、電気、金属等製造施設 2、産業廃棄物の処分場及び処理施設 3、家畜施設 4、娯楽施設 5、その他、村長が特に定めた施設</p>	合併時に両町村の制度を取り入れて調整する。																		
関係法令等	中条町公害防止条例	黒川村公害防止条例	<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計				備考 平成15年度当初予算ベース
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																		
中条町																					
黒川村																					
計																					